

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士)

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

**私は、昭和 28 年(1953 年) 8 月生まれの男性です。
来年の平成 25 年に 60 歳になります。60 歳から、年金をもらいたい
と思います。いくらもらえますか！**

Q 質問

現在、私 (山田一郎) は、59 歳で自営業を営んでいます。近所の人から、60 歳から年金は支給されると聞いています。自分の場合も、60 歳から支給されますか。支給されるのであれば、どのくらいもらえますか。

A 山田一郎さんは、自分の年金手帳を持って近所の年金事務所に行ったようです。そこで、別紙のような制度共通年金見込額回答票という用紙をもらってきました。今回はその表の意味から山田さんのような人の年金の受給の仕方について考えてみます。

まず、山田さんの年金の加入履歴を見ますと、厚生年金期間が 59 月で厚船 2 号が 7 月と記入されています。これは、20 歳前の厚生年金期間が 52 月 (=59 月-7 月) あり、20 歳以後に 7 カ月厚生年金に加入したことを意味します。

また、1 号納付が 430 月とあります。これは、国民年金の第 1 号被保険者として、430 月 (35 年と 10 月) 保険料を納めていたということを示しています。

そして、付加納付が 78 月とあります。これは国民年金の第 1 号被保険者の時に、国民年金の保険料に付加保険料を 78 月分加算して支払ったことを意味しています。以上のことから、年金受給資格期間は (59 月の厚生年金) + (430 月の国民年金) = 489 月 > 300 月 (最低 25 年間) ですので、当然年金を受給する資格はあります。次に受給の仕方は、男性の場合は、生年月日が昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までの人は、厚生年金は、61 歳から支給されます。つまり、山田さんの場合は、2 年後からです。また、国民年金と付加年金は、65 歳 (平成 30 年 9 月) から支給されます。これを、図に書きますと、以下のようになります。

報酬比例部分 62,158 円	老齢厚生年金 62,158 円
	経過的加算 85,500 円
	老齢基礎年金 718,228 円
	付加年金 15,600 円

60 歳 61 歳 65 歳

